

令4福情答申第1号

令和4年6月21日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(市民局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年1月6日付け市総第630号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「自衛隊へ提供した18歳と22歳の福岡市民の名簿に関し、以下の事項を含む執行予算額等を記載した公文書。1. 名簿作成に関わった福岡市職員の員数と給与支給額、2. 名簿作成印刷費の金額、3. 福岡市と自衛隊の連絡に使った金額、4. その他、名簿提供に費やした金額、5. 福岡市の財務会計上の職に就く行政機関名を表した公文書、6. 本件名簿提供についての下記の公文書 ① 支出命令書、若しくは②支出負担行為決議書兼支出命令書」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「自衛隊へ提供した18歳と22歳の福岡市民の名簿に関し、以下の事項を含む執行予算額等を記載した公文書。1. 名簿作成に関わった福岡市職員の員数と給与支給額、2. 名簿作成印刷費の金額、3. 福岡市と自衛隊の連絡に使った金額、4. その他、名簿提供に費やした金額、5. 福岡市の財務会計上の職に就く行政機関名を表した公文書、6. 本件名簿提供についての下記の公文書 ①支出命令書、若しくは②支出負担行為決議書兼支出命令書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和2年10月1日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和2年9月28日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和2年10月1日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年12月21日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論書及び当審査会における口頭意見陳述におい

て、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

① 本件処分は、下記のとおり地方公共団体が遵守すべき「法による行政の原理」に違反している。

ア 地方自治法違反

地方自治法第1条は「地方自治の本旨に基づく地方自治体の健全な発達を保障する」と規定している。ここに言う「地方自治の本旨」は団体自治と住民自治によって構成され、地方行政は住民意思に基づいて行うのが住民自治の趣旨である。

本件決定は、住民意思の決定に欠かせない福岡市政情報を開示しなかったことによって「地方自治体の健全な発達」を阻害し、もって地方自治法を没却するものである。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）違反

国民主権の理念に則り制定された同法第1条は「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と立法趣旨を規定している。

本件決定は、上記の情報公開法制の目的の実現を阻害し、もって福岡市情報公開条例の趣旨を没却するものである。

ウ 福岡市情報公開条例違反

福岡市情報公開条例は第1条で「この条例は、日本国憲法の保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにし、あわせて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする」と本条例の目的を規定している。

本件決定は、上記の本条例制定目的の実現を阻害し、もって福岡市情報公開条例の趣旨を没却するものである。

エ 「当該文書を作成していない」という福岡市政情報公開拒絶は違法・不当な行政不作為であり、住民の権利への侵害である。

「当該文書を作成していない」ことが、非公開決定処分の理由になるのであれば行政にとって不都合な真実は住民に明示されなくなる。福岡市政情報の保存形式が「公文書」に限定されるのであれば、なお更に行政にとって不都合な事実が「公文書」とはされず、真実が秘匿される危惧がある。

今回「公開請求に係る公文書を保有していない」とされた請求内容は、福岡市情報公開条例の第2条（定義）第2号による「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（中略）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である公文書に該当する。

請求内容にあたる文書を作成したのは、区政課に限らない。審査請求人が情報公開請求した宛先の実施機関は福岡市長であり、当然ながら当該文書を作成したのは福岡市に所属する関係福岡市職員全員である。

- ② 福岡市長は違法・不当に福岡市政情報の公開請求の権利行使を妨害した。よって、公開を求める福岡市政情報を明らかにすべきである。

## (2) 反論書における主張

実施機関は「本件審査請求人の公文書公開請求の内容に関する公文書については、以下のとおり保有しないことから、本件処分は、正当かつ妥当なものである」との趣旨で弁明しているが、この弁明は福岡市情報公開条例第1条（目的）に違反している。

列挙されている公文書不存在の理由は、下記のとおりすべて不当である。

- ① 市の業務として名簿作成に関わった職員は、必ず存在し、その人数は計算できる。当該職員数が審査請求人の求める福岡市職員数であり、対象となる職員はおそらく区政課職員に限定されるため、職員数の確定は容易である。
- ② 「自課のプリンター」はレンタルで、月掛のレンタル料は分かっている。約600枚の名簿印刷に掛かった時間が分かるので、名簿作成にかかったプリンターのレンタル料金は算出できる。電気代など他の費用も同様に積算できる。
- ③ 「自衛隊との連絡にメール、電話を使用してお」るなら、連絡に使った時間数を計算して、全体の電話料金から連絡に使った電話料金を算出できる。

- ④ 名簿作成職員の名簿作成の準備に費やした作業内容は分かる。
  - ⑤ 名簿作成は区政課で行なっており、区政課の「通常」業務は管理されている。
  - ⑥ 支払命令書などは区政課の「通常」業務日誌に記載されている。
- (3) 口頭意見陳述における主張

① 審査請求人による主張

福岡市長は、住民の大事な個人情報を見守る自衛隊へ提供しているが、審査請求人はこの点につき基本的人権を尊重する観点から強い懸念を抱いている。また、自衛隊へ提供する名簿の作成及び提供に係る公金支出は違法であると考えられるが、当該費用が明らかになっていないことも問題である。

公文書公開請求制度においては、市が情報を有していたとしても、公文書として作成していない場合は、当該制度では公開されず、これは制度の致命的な欠陥だと考えている。

情報公開条例は、情報公開の総合的な推進として、市は、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得ることができるよう、情報の総合的な推進に努めなければならないこととされており、市は当該努力をしなければならない。

② 補佐人による主張

住民監査請求においても、名簿作成及び提供に係る費用について具体的な数字は示されていない。故意に数字を出さないのであれば、行政の不作為であると考えられる。

仮に文書がなくても、市は市民からの質問に対して誠実に回答する義務があり、そのような姿勢がないのはガバナンスの問題であると考えられる。

(4) 「補足意見書」に対する反論書における主張

① 名簿作成に係る経費の国への報告書について

「補足意見書」文中に「名簿作成に係る経費については、防衛省から福岡県を通して配分される自衛官等募集事務費委託金の一部として自衛隊福岡地方協力本部へ実績を報告している」という文があり、名簿作成費用が防衛省から出ていたことは読み取れる。故に、上記一節からは、福岡市が自衛隊への名簿提供の見返りとして自衛隊（国）から委託金を受領していたことがわ

かる。したがって、この「自衛官等募集等事務費委託金」の全貌が明らかにされなければならない。そうでなければ福岡市は福岡市情報公開条例第1条違反の誹りを免れない。主権者は市民であることを肝に銘じるべきである。

また、福岡市は「令和2年度分は、令和3年3月24日に報告しており、本件請求時点では報告に関する文書は存在していなかったのである」としているが、同報告文書作成の基となった関係書類と証書類は、市民局ないし区政課に保存されていると推定されること、また、本反論書作成の令和4年2月18日現在では同報告文書は存在しているものと了解されることから、上記関係書類等と同報告文書は公開されなければならない。

さらに「報告書では『名簿提供関係連絡郵送、資料代』を計上しているが、その内容は、名簿作成に要した経費相当分のほか、除外に関する周知や受付関連手続きの経費相当分も含まれている。」と記されており、そうならばなおさらのこと、同報告文書を全部公開して、市民に本件名簿提供の関連情報を公開すべきである。

なお、補足意見書文中の「名簿作成に係る経費については防衛省から福岡県を通して配分される自衛官等募集事務費委託金の一部として自衛隊福岡地方協力本部へ実績を報告している」について、防衛省からの委託金の金額、福岡県はどのように委託金を配分したのか、「一部として」協力本部に報告した実績とは何を指すのかを明示されたい。

## ② 市民局総務部区政課の事務分担に関する文書について

福岡市は、区政課の事務分担として「職員の事務分担として、『自衛官募集事務』があるが、募集事務の一部である名簿提供に実際に携わった職員全員が特定できるものではない」と述べている。しかし、福岡市の職員配置は、事務毎に配置員数が示されており、名簿作成事務は「自衛官募集事務」担当職員が当たると推定されること、また、名簿作成に要したのは短時間だと推定されることから、自ずと名簿作成に関わった福岡市職員の員数を算定できる。したがって「自衛官募集事務」担当職員の員数を明らかにされたい。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書、当審査会における口頭意見陳述及び補足意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨及び理由

本件処分については、以下のとおり、本件対象文書を保有していないことから、正当かつ妥当なものである。

- ① 名簿作成に関して、福岡市職員の員数と給与支給額について記載した公文書はなく、作成もしていない。
- ② 名簿作成は外注しておらず、他の業務と同様に自課のプリンターで印刷したため、名簿作成印刷に要した金額について確認できる公文書はない。
- ③ 自衛隊との連絡は、他の業務と同様のメール、電話を使用しており、個別の金額が確認できる公文書はない。
- ④ 名簿作成については、所管業務の一部として他の業務と同様に処理しており、名簿の作成費用として、個別に確認できる公文書はない。
- ⑤ 名簿提供に係る福岡市の財務会計上の職に就く行政機関名、支出決定権者を記した公文書はない。
- ⑥ 名簿提供に関して支出決裁を伴う経費は発生しておらず、支出命令書、支出負担行為決議兼支出命令書は存在しない。

(2) 口頭意見陳述及び補足意見書における主張

① 名簿作成に係る経費の国への報告書について

名簿作成に係る経費については、防衛省から福岡県を通して配分される自衛官等募集事務費委託金の一部として自衛隊福岡地方協力本部へ実績を報告しているが、令和2年度分は、令和3年3月24日に報告しており、本件請求時点では報告に関する文書は存在していなかったものである。

なお、報告書では「名簿提供関係連絡郵送、資料代」を計上しているが、その内容は、按分により算出した名簿作成に要した経費相当分のほか、除外に関する周知や受付関連手続きの経費相当分も含まれている。

また、人件費については、委託金の対象ではないため計上していない。

② 市民局総務部区政課の事務分担に関する文書について

区政課が保有する事務分担表の中で、職員の事務分担として、「自衛官募集事務」があるが、募集事務の一部である名簿提供に実際に携わった職員全員が特定できるものではない。業務を大枠で表したものであり、区政課の他業務においても、個々の分担業務を細分化して、どの職員が事務を行うかま

では分けていないため、本件対象文書に該当しないと判断したものである。

なお、名簿作成に関わった職員が何人かを明記した文書は作成していない。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、実施機関が作成し、令和2年6月5日に自衛隊へ提供した18歳と22歳の福岡市民の名簿に関し、「1. 名簿作成に関わった福岡市職員の員数と給与支給額」、「2. 名簿作成印刷費の金額」、「3. 福岡市と自衛隊の連絡に使った金額」、「4. その他、名簿提供に費やした金額」、「5. 福岡市の財務会計上の職に就く行政機関名を表した公文書」、「6. 本件名簿提供についての下記の公文書 ①支出命令書、若しくは②支出負担行為決議書兼支出命令書」を含む執行予算額等が記載された公文書の公開を求めているものと認められる。

そこで、本件請求における審査請求人及び実施機関の主張を加えて判断すると、以下の(1)から(3)までに掲げるものに本件対象文書は整理されうる。

- (1) 実施機関が令和2年度に実施した、市内在住の18歳と22歳の者の名簿作成及び当該名簿の自衛隊への提供に係る業務（以下「本件業務」という。）に従事した職員数及び当該職員への給与支給額がわかる文書（以下「本件対象文書①」という。）
- (2) 本件業務に係る名簿印刷等の費用、自衛隊との連絡調整に係る費用、その他本件業務に要した費用がわかる文書（以下「本件対象文書②」という。）
- (3) 本件業務に係る支出命令書等の支出関係書類並びに当該支出に係る決裁権者等について規定された文書（以下「本件対象文書③」という。）

したがって、当審査会としては、上記本件対象文書①から③の存否について検討することとする。

##### 2 本件対象文書の存否について

###### (1) 本件対象文書①について

実施機関に確認したところ、本件業務は、実施機関における様々な所掌事務の一つとして実施されており、特定の業務について、実際に従事した職員数や

給与支給額等の人件費に関する文書を、業務上作成する必要性はないとのことである。

この点について実施機関は、補足意見書において、防衛省から福岡県を通して配分される自衛官等募集事務費委託金の対象に人件費は含まれず、また、市民局区政課の事務分担表には、職員の事務分担として「自衛官募集事務」の記載があるものの、そこから自衛官募集事務の一部である本件業務に実際に携わった職員数を特定できるものではないと主張する。

当審査会において上記事務分担表を見分したところ、同文書は職員ごとの主要な事務分担を記載したものであり、本件業務に関連するものとしては、「自衛官募集事務（委嘱式、自衛隊等との連絡調整）」、「自衛官募集事務補助」といった記載はあるものの、それらの記載から実際に本件業務に携わった職員数を個別に特定できるものではないため、本件対象文書①に該当するものではないとの実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。

そのほか上記実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、また、実施機関が本件対象文書①を保有していることをうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件対象文書①は、存在しないものと認められる。

## (2) 本件対象文書②について

実施機関に確認したところ、所掌事務の一つである本件業務は、他の業務と同様に自課のプリンターや電話等を使用しており、個別に金額がわかる文書は作成していないとのことである。

この点について実施機関は、口頭意見陳述及び補足意見書において、自衛官等募集事務費委託金の自衛隊福岡地方協力本部への実績報告（以下「実績報告書」という。）については、令和2年度分は令和3年3月24日に報告しているものであり、本件請求時点においては存在していなかった旨主張する。

また、当該実績報告書は、本件業務のほか、除外に関する周知、受付関連手続に要した経費を含む自衛官募集事務の全体の内訳について記載した文書であり、その経費の計上については、市民局区政課に設置した電子複合機及びプリンターは、その他業務でも使用しており、本件業務に要した用紙代やトナー代等のみを積算することは困難であるため、同課の事務費から当該経費相当分を按分して計上しているものである旨主張する。

当審査会において令和2年度分の実績報告書を見分したところ、令和2年度自衛官等募集事務の実績報告として、令和3年3月24日付けで自衛隊福岡地方協力本部に提出されたものであることが認められる一方、本件決定は令和2年10月1日であることから、当該文書が本件決定時には存在しなかったとの実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。

そのほか上記実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、また、実施機関が本件対象文書②を保有していることをうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件対象文書②は、存在しないものと認められる。

### (3) 本件対象文書③について

実施機関に確認したところ、住民基本台帳システムから18歳と22歳の者の名簿を抽出し、当該名簿から除外申請があった者の除外及びその確認を行った上で、確認後の名簿を印刷して自衛隊へ提供するという本件業務の一連の行程は、全庁一括契約されたプリンターや電話を使用するとともに、外部への業務委託も行っていないことから、本件業務に限った支出関係書類等は存在しないとのことである。

これらの実施機関の説明について、特段の不自然、不合理な点は認められないこと、また、実施機関が本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められないことから、本件対象文書③は、存在しないものと認められる。

### (4) 小括

以上の点を踏まえると、審査請求人が公文書公開請求を行った本件対象文書については、いずれも存在しないものと認められることから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は、妥当と判断するものである。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年1月6日	諮問（令和3年1月6日付け市総第630号）
令和3年3月3日	実施機関の弁明意見書を収受
令和3年4月19日	審査請求人の反論書を収受
令和3年11月16日（第1部会）	審議
令和3年12月24日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議
令和4年1月24日（第1部会）	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和4年2月21日（第1部会）	審議
令和4年3月30日（第1部会）	審議
令和4年4月25日（第1部会）	審議
令和4年5月30日（第1部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭